

柏市若年がん患者 在宅療養支援事業について

令和4年7月1日
令和4年度第1回柏市在宅医療・介護多職種連携協議会資料
柏市保健所総務企画課

第3期がん対策推進基本計画（平成30年3月9日閣議決定）（概要）

第1 全体目標

「がん患者を含めた国民が、がんを知り、がんの克服を目指す。」

①科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実 ②患者本位のがん医療の実現 ③尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築

第2 分野別施策

1. がん予防

- (1)がんの1次予防
- (2)がんの早期発見、がん検診
(2次予防)

2. がん医療の充実

- (1)がんゲノム医療
- (2)がんの手術療法、放射線療法、薬物療法、免疫療法
- (3)チーム医療
- (4)がんのリハビリテーション
- (5)支持療法
- (6)希少がん、難治性がん
- (7)小児がん、AYA(※)世代のがん、高齢者のがん
- (8)病理診断
- (9)がん登録
- (10)医薬品・医療機器の早期開発・承認等に向けた取組

3. がんとの共生

- (1)がんと診断された時からの緩和ケア
- (2)相談支援、情報提供
- (3)社会連携に基づくがん対策・がん患者支援
- (4)がん患者等の就労を含めた社会的な問題
- (5)ライフステージに応じたがん対策

4. これらを支える基盤の整備

- (1)がん研究
- (2)人材育成
- (3)がん教育、普及啓発

第3 がん対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- | | |
|--------------------|--------------------------|
| 1. 関係者等の連携協力の更なる強化 | 5. 必要な財政措置の実施と予算の効率化・重点化 |
| 2. 都道府県による計画の策定 | 6. 目標の達成状況の把握 |
| 3. がん患者を含めた国民の努力 | 7. 基本計画の見直し |
| 4. 患者団体等との協力 | |

若年がん患者の在宅療養支援事業

現状・課題

- ・ 終末期にある若年がん患者の約半数は、在宅療養を希望
- ・ 在宅療養を行うがん患者が介護サービス等を利用する際に、その費用を助成する制度がない（20～40歳未満）、もしくは、助成制度はあっても利用できるサービスが限定的（0歳～20歳未満）

事業概要

若年のがん患者の方が、住み慣れた自宅で自分らしく安心して療養生活を送れるよう、介護保険の対象ではない40歳未満のがん患者の方が介護サービス等を利用する際に、その費用の一部を助成。

		がん患者が利用できる制度	
0歳 ~ 18歳未満	医療	子ども医療費助成制度（0歳～中3）	
		小児慢性特定疾病医療支援事業	
	介護	小児慢性特定疾病児日常生活用具費の助成	
	その他	特定疾病療養者見舞金	
18歳 ~ 20歳未満	医療	医療保険	
		※小児慢性特定疾病医療支援事業	
	介護	※小児慢性特定疾病児日常生活用具費の助成	
	その他	特定疾病療養者見舞金	
20歳 ~ 40歳未満	医療	医療保険	
	介護	なし	
40歳 ~	医療	医療保険	
	介護	介護保険	

3

事業の概要

対象となるかた

- (1) 申請時及び利用時に市内に住所を有する
40歳未満のかた
- (2) がん患者
(がんの根治を目的とした治療を行わないかた)
- (3) 在宅療養生活を営む上で支援及び介護が必要なかた

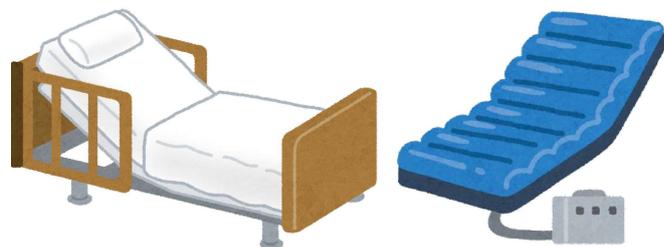
4

事業の概要

助成対象となるもの

介護保険法の規定に基づく次の各号に該当するサービスを助成対象者が利用する経費とし、利用決定において利用開始日と定められた日以降に利用するサービスに限る。

- (1) 訪問介護
- (2) 訪問入浴介護
- (3) 福祉用具貸与
- (4) 意見書作成に係る費用



5

事業の概要

助成金額

<訪問介護サービス，福祉用具の貸与>

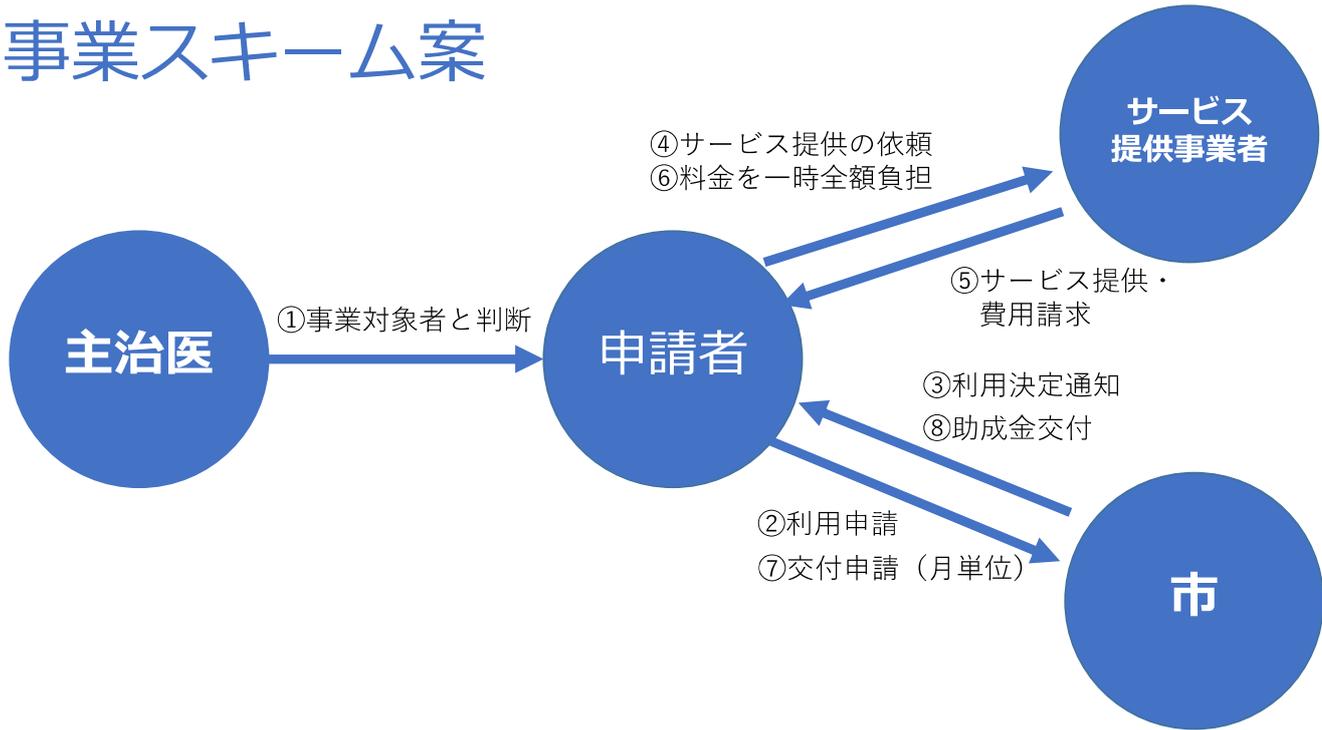
- ・ 1か月当たりのサービス利用料に対し、月額の上限を8万円とし、サービス利用料の9割相当額を助成します（最大で月額7万2千円を助成）。

<意見書作成にかかる費用>

- ・ 1人あたり上限5千円を助成します。

6

事業スキーム案



7

(※1) 柏市若年がん患者 在宅療養支援事業

柏市では、がん（悪性新生物）に罹患された40歳未満（※1）のかたが、住み慣れた自宅で最期まで自分らしく安心して日常生活を送れるよう、在宅療養生活に要する費用の一部について助成します。

対象となるかた

1～3の全てにあてはまるかたが対象となります。

1	申請時及び利用時に市内に住所を有する40歳未満のかた
2	がん患者（がんの根治を目的とした治療を行わないかた）
3	在宅療養生活を営む上で支援及び介護が必要なかた

助成対象となるもの・助成金額

在宅療養にかかる費用を助成します。

区 分	助成金額
訪問介護（※2）	● 1か月当たりのサービス利用料に対し、月額の上限を8万円とし、サービス利用料の9割相当額を助成します。（最大で月額7万2千円を助成※5）
訪問入浴介護（※2）	
福祉用具貸与（※2）	● 1か月あたり8万円を上回る利用料は、全額ご本人負担となります。
意見書作成に係る費用	● 1人あたり上限5千円を助成します。

※2 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づく上記区分に該当するサービスが助成対象となります。
 ※3 生活保護を受けている方は、最大で月額8万円を助成します。
 ※4 対象者が柏市小児慢性特定疾病罹患日常生活用具給付事業の対象となる場合には、その給付の対象となる経費を除きます。
 ※5 他の事業において、上記と同様のサービスを受けている場合、その経費は対象外となります。

<本事業に関する問い合わせ先>

柏市保健所総務企画課
総務企画担当

TEL 04-7167-1255
FAX 04-7167-1732

柏市 若年がん患者在宅療養 検索

(※1) 柏市若年がん患者 在宅療養支援事業

柏市では、がん（悪性新生物）に罹患された**40歳未満**（※1）のかたが、
住み慣れた自宅で最期まで自分らしく安心して日常生活を送れるよう、
在宅療養生活に要する費用の一部について助成します。



対象となるかた

1～3の**全て**にあてはまるかたが対象となります。

1	申請時及び利用時に市内に住所を有する40歳未満のかた
2	がん患者（がんの根治を目的とした治療を行わないかた）
3	在宅療養生活を営む上で支援及び介護が必要なかた

助成対象となるもの・助成金額

在宅療養にかかる費用を助成します。

区分	助成金額
訪問介護（※2）	● 1か月当たりのサービス利用料に対し、月額の上限を8万円とし、サービス利用料の9割相当額を助成します。（最大で月額7万2千円を助成※5） ● 1か月あたり8万円を上回る利用料は、全額ご本人負担となります。
訪問入浴介護（※2）	
福祉用具貸与（※2）	
意見書作成に係る費用	● 1人あたり上限5千円を助成します。

- ※2 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づく上記区分に該当するサービスが助成対象となります。
- ※3 生活保護を受けられている方は、最大で月額8万円を助成します。
- ※4 対象者が柏市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業の対象となる場合には、その給付の対象となる経費を除きます。
- ※5 他の事業において、上記と同様のサービスを受けている場合、その経費は対象外となります。

利用の流れ

● 利用者の手続き

● 市の対応

利用申請

- 利用者は利用申請書を下記申込先に郵送又は持参により提出します。また、電子申請も可能です。意見書は、主治医に作成を依頼します。

利用決定

- 申請内容を審査し、市から利用決定通知書を郵送します。

サービス等の利用

- 事業者へのサービス提供の依頼は、利用者ご自身が行います。
- 利用者は、サービス提供事業者に利用料金の全額を一旦支払います。※一時的な自己負担が困難な場合は、個別にご相談ください

助成金の請求

- 利用者は、必要書類（助成金交付申請書兼請求書等）を下記申込先に郵送又は持参により提出します。

助成金の交付

- 審査後、市から助成金交付決定通知書を郵送し、指定口座に助成金を振り込みます。

問合せ先, 申込先

柏市 若年がん患者在宅療養

検索

柏市保健所総務企画課 若年がん患者在宅療養生活支援事業担当

〒277-0004 柏市柏下65-1 ウェルネス柏内

☎04-7167-1255

